

川俣町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 5 月 1 6 日
川 俣 町 農 業 委 員 会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

川俣町の農業の主要作物は、水稻・野菜・花き・畜産などであり、農地は、山間平地・山間地・準冷地に大別され、山腹の傾斜地に分布し狭小で団地化の可能性に乏しく、営農活動には不利な条件ではあるが、担い手への農地集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、町が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に図られるよう、川俣町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する川俣町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (令和5年3月)	2, 5 1 3 ha	2 6 2. 8 ha	1 0. 5 %
3年後の目標 (令和8年3月)	2, 4 9 2 ha	2 5 9. 8 ha	1 0. 4 %
目 標 (令和15年3月)	2, 4 4 3 ha	2 5 2. 8 ha	1 0. 3 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員により、農地の利用状況調査（農地パトロール）と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。利用意向調査にあたっては、農地中間管理機構への貸付の推進を図る。また、農地パトロールにより新規発生防止に努める。

② 非農地判断について

再生利用困難な農地については、現況に応じて非農地判断を検討し、守るべき農地の明確化を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (令和5年3月)	2, 5 1 3 ha	4 5 1. 0 ha	1 7. 9 %
3年後の目標 (令和8年3月)	2, 4 9 2 ha	4 8 1. 0 ha	1 9. 3 %
目 標 (令和15年3月)	2, 4 4 3 ha	5 5 1. 0 ha	2 2. 6 %

（２）担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町・農地中間管理機構・農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等について情報収集を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行うよう努める。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用や新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和5年3月)	0 経営体 (4年度)
3年後の目標 (令和8年3月)	1 経営体 (毎年度)
目 標 (令和15年3月)	1 経営体 (毎年度)

※新規参入とは、町で認定新規就農者と認められた者とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

県・町・農業委員会ネットワーク機構・農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

町・農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、川俣町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力